

和解について（教育委員会関係）

所有権確認請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 オオエム産商 株式会社 被告 大 阪 市 2 大阪地方裁判所 平成26年（ワ）第12225号 所有権確認請求事件	北区浪花町12番2所在の建物を所有する原告が、同建物の敷地の一部として原告が使用している土地（以下「本件土地」という。）は本市が学校用地として供用していた市有地（以下「本件市有地」という。）の一部であると本市が主張するのに対し、本件土地は原告が交換契約により訴外人から所有権を取得した土地の一部であるとして、また、仮に本件土地が本件市有地の一部であるとしても、本件土地の所有権を原告が時効により取得しているとして、本市に対し、本件土地の所有権確認を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するもの

2 和解の要旨

原告及び本市は、原告が本件土地の所有権を有することを確認し、原告は、本市に対し、解決金として金3,000,000円を支払う。

平成28年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

所有権確認請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。